

ID: 5399

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	新設合併の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第54条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第54条の6第2項の規定による。 (新設合併の効力の発生等)</p> <p>第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日